

国別障害関連情報 メキシコ合衆国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和 3 年 2 月
(2021 年 2 月)

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。
本調査の内容は 2020 年 11 月から 2021 年 2 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報

メキシコ合衆国

目次

1. 基礎指標	1
1－1. 基礎指標	1
1－2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策	6
2－1. 障害関連行政制度.....	6
2－2. 障害関連法律の詳細.....	9
2－3. CRPD 批准による対応状況	11
2－4. 障害関連施策の状況.....	12
2－5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発（CBR/CBID）の状況	21
2－6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	22
2－7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	22
3. 障害関連団体の活動概況.....	25
3－1. 障害当事者団体の活動概要.....	25
3－2. 障害者支援団体の活動概要.....	25
4. 参考資料	27

図表目次

図 1 障害者の年齢別割合 (2018)	4
図 2 州人口に対する障害者の割合 (2018)	5
図 3 CONADIS 組織図.....	6
表 1 制限のある生活機能別の障害者数と割合	4
表 2 機能障害の原因別の人数・割合	5
表 3 メキシコの障害関連担当機関	7

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CONADIS	Consejo Nacional para el Desarrollo y la Inclusión de las Personas con Discapacidad	全国障害者発展包摂審議会
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
ENADID	Encuesta Nacional de la Dinámica Demográfica	全国人口動態調査
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
PND	Plan Nacional de Desarrollo	国家開発計画

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

1人当たり GDP	9,863.07 米ドル	2019 年
-----------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	5.37 %	2018 年
教育（対 GDP 比）	4.52 %	2017 年
社会福祉（対 GDP 比）	1.06 %	2019 年

人口

総人口	127,575,530 人	2019 年
男性人口比率	48.91 %	
女性人口比率	51.09 %	
都市人口比率	80.44 %	
農村人口比率	19.56 %	
出生時平均余命（全体）	75 歳	2018 年
男性	72 歳	
女性	78 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	7 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	9 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	14 年	2019 年
成人識字率（全体）	95 %	2018 年
男性	96 %	2018 年
女性	95 %	2018 年

¹ 世界銀行 <https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2021-01-04）に基づく。

就学率		
初等教育 ² （総就学率）		2018 年
全体	105 %	
男子	105 %	
女子	105 %	
中等教育 ³ （総就学率）		2018 年
全体	105 %	
男子	101 %	
女子	110 %	
高等教育 ⁴ （総就学率）		2018 年
全体	42 %	
男子	41 %	
女子	42 %	

雇用

失業率（全体）	3.7 %	2020 年
男性	3.4 %	
女性	4.1 %	

1－2．障害に関する指標

1－2－1．障害の定義

メキシコ合衆国（以下、「メキシコ」）政府が、国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）の障害者権利委員会に 2011 年に提出した政府報告書（以下、「政府報告」）によると、障害者の定義は CRPD に基づいて、2011 年制定の障害者包摂一般法⁵（Ley General para la Inclusión de las Personas con Discapacidad）の第 2 条に定められている。すなわち、障害者とは「先天性もしくは後天性の理由により身体的、精神的、知的、あるいは感覚的性質の永続的もしくは一時的な障害がひとつ以上あり、社会環境により生じる障壁との相互作用により、他の者との平等な条件のもとに、完全かつ効果的な社会参加が妨げられる人」と定義されている。

1－2－2．障害に関する統計整備状況⁶

メキシコでは障害に関する統計として、国立統計地理機構（Instituto Nacional de Estadística y Geografía）が実施する国勢調査と、全国人口動態調査（Encuesta Nacional de la Dinámica

² 初等教育 6 年（6～11 歳）

³ 中等教育 3 年（12～14 歳）

⁴ 高等教育 3 年（15～17 歳）

⁵ http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LGIPD_120718.pdf（参照 2021-01-05）

⁶ 政府報告、CRPD 第 2・第 3 連結定期報告（2018）、国立統計地理機構ウェブサイトより収集・編集

Demográfica。以下、「ENADID」) が使用されている。最新の国勢調査は 2020 年に実施されたが、2021 年 1 月時点でその結果は公表されていない⁷。また、前回の国勢調査実施は 2010 年であるため、本項では入手可能な最新データとして、2018 年に実施された ENADID の統計を採用する。

ENADID は、出生率、死亡率、居住移転などの人口動態を調査する目的で行われており、家庭内の情報として、住居環境、家族構成、保険、医療、障害、民族・言語、就労、教育などについて質問している。

同調査における障害に関する質問項目には障害統計に関する国連・グループ短縮質問紙セットを採用している。そして、6 つの機能（見る、聞く、歩く・昇り降りする、学習する・記憶する・集中する、セルフケア、コミュニケーション）に、「腕や手を動かせるまたは使えるか」、「情緒的・精神的問題に起因する日常生活での困難はあるか」の 2 問が加えられている。また、各機能の程度を、「苦労はない」、「少し難しい」、「非常に難しい」、「全くできない」の 4 段階で質問している。質問に対して、「苦労はない」と答えた人は「障害または制限なし」、「全くできない」、「非常に難しい」と答えた人を「障害あり」、「少し難しい」と答えた人を「制限あり」と分類している。さらに、これらの機能制限の原因についての回答として、「疾病」、「高齢」、「先天性」、「事故」、「暴力」、「その他」の 6 つの選択肢が設定されている。2018 年の ENADID によると、全国民に対する障害者の割合は 6.30% である。

1-2-3. その他統計

障害者数（全体） ⁸	7,877,805 人	全人口の 6.30%	2018 年
男性	3,617,449 人		
女性	4,260,356 人		

⁷ <https://www.inegi.org.mx/programas/ccpv/2020/>（参照 2021-01-05）

⁸ ENADID（2018）<https://www.inegi.org.mx/programas/enadid/2018/>（参照 2021-01-05）の統計データを基に記載

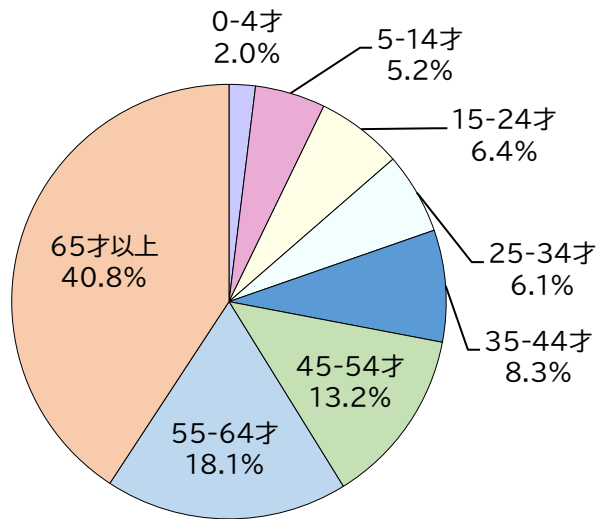


図1 障害者の年齢別割合 (2018)

出所：ENADID (2018) を基に調査チームが作成

表1 制限のある生活機能別の障害者数と割合⁹

生活機能	人数	全障害者数に対する割合
見る	3,071,014	39.0%
聴く	1,448,884	18.4%
歩く・昇り降りする	4,153,554	52.7%
学習する・記憶する・集中する	1,505,929	19.1%
セルフケア	1,086,437	13.8%
コミュニケーション	828,179	10.5%
腕・手を動かす・使う	1,405,884	17.8%
情緒もしくは精神に起因する困難 ¹⁰	937,801	11.9%
合計	14,437,682	183.3%

出所：ENADID (2018) を基に調査チームが作成

⁹ 一人に複数の機能障害がある場合もあるため、機能障害別の障害者の合計が障害者全体の人数（7,877,805人）とは一致せず、割合の合計も100%にはならない。

¹⁰ Problemas emocionales o mentales

表 2 機能障害の原因別の人数・割合¹¹

機能障害の原因	人数	全障害者数に対する割合
疾病	6,320,802	80.2%
加齢	3,844,985	48.8%
先天性	1,882,063	23.9%
事故	1,493,296	19.0%
暴力	69,572	0.9%
その他	826,964	10.5%
合計	14,437,682	183.3%

出所：ENADID（2018）を基に調査チームが作成

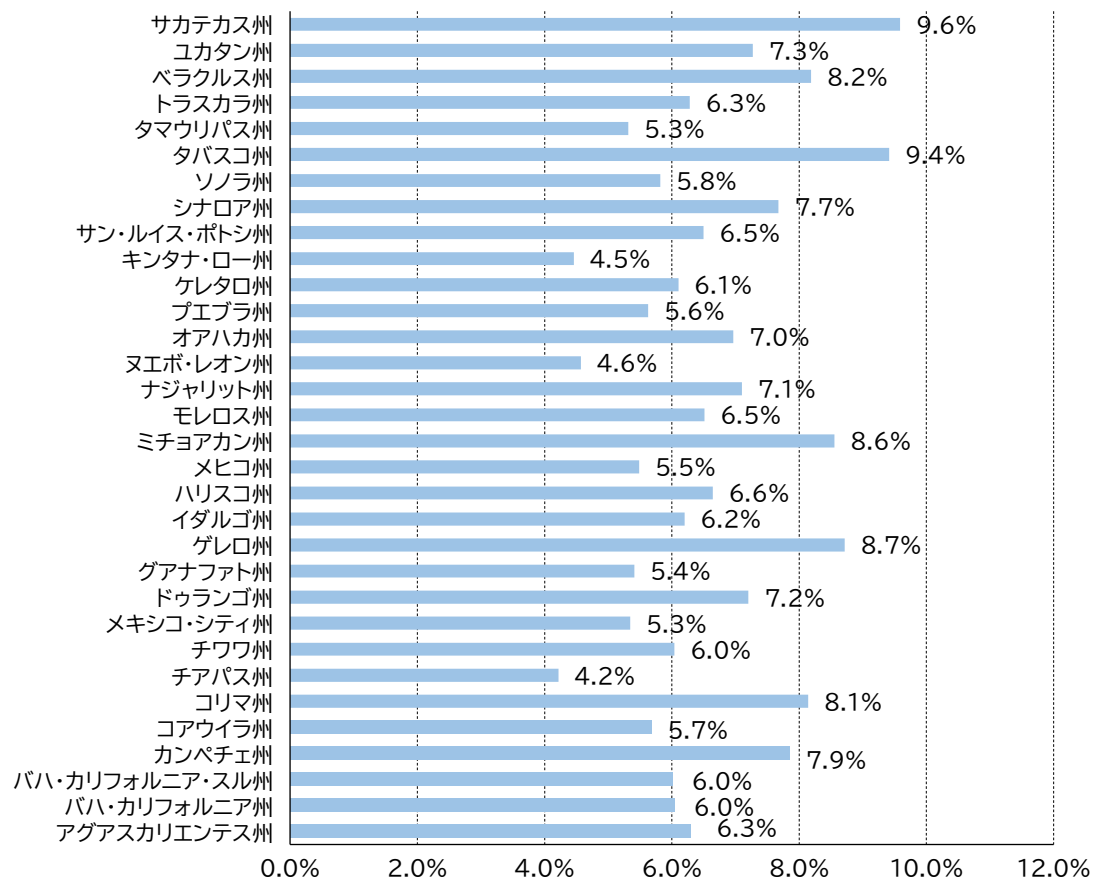


図 2 州人口に対する障害者の割合（2018）

出所：ENADID（2018）を基に調査チームが作成

¹¹ 一人に複数の機能障害がある場合や障害の原因が複数ある場合があるため、人数の合計が障害者全体の人数（7,877,805 人）とは一致せず、割合の合計も 100%にはならない。

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】¹²

メキシコでは障害者関連行政を担う組織として、障害者包摂一般法（2011）に基づき、全国障害者発展包摂審議会（Consejo Nacional para el Desarrollo y la Inclusión de las Personas con Discapacidad。以下、「CONADIS」）が設置されている。CONADIS は 2013 年から社会開発省¹³（Secretaría de Desarrollo Social）に属しており、連邦政府から独立した法人格、自己資産を有する組織である。その役割は、障害者の権利を保障するため、さまざまな関連機関との調整や政策策定を行い、各種プログラムへの官民セクターの参画を推進し、また、評価することである。

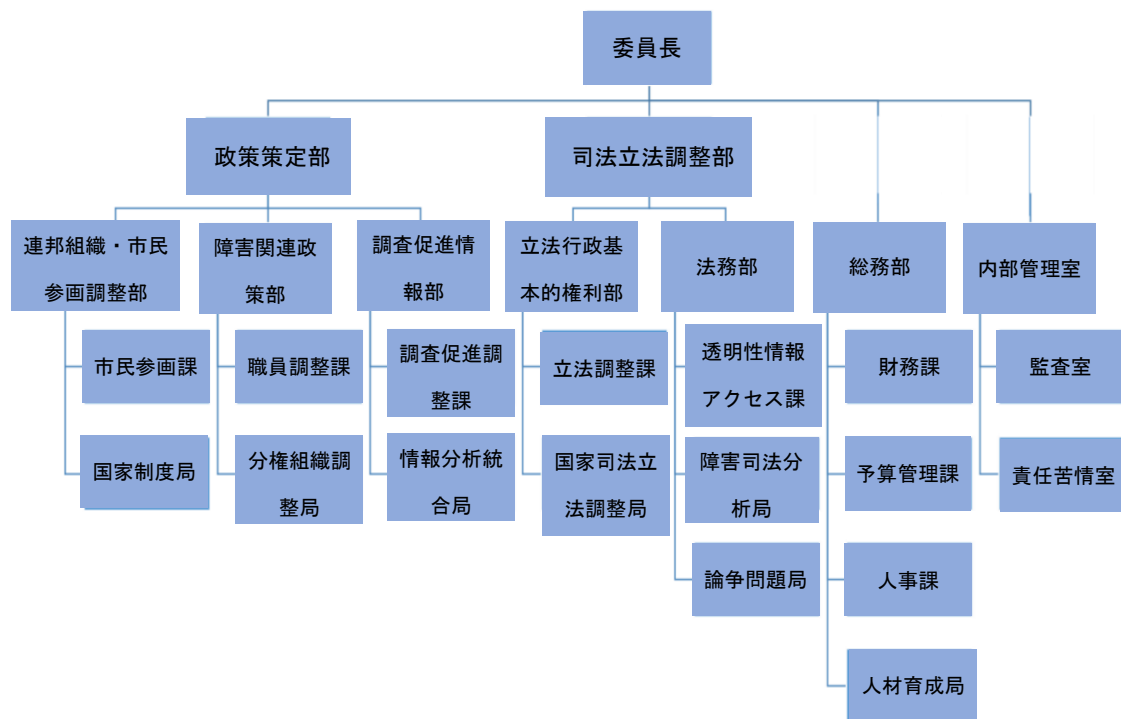


図 3 CONADIS 組織図

出所：CONADIS ウェブサイト¹⁴より調査チームが翻訳

¹² 政府報告、定期報告より収集・編集

¹³ 定期報告には福祉省（Secretaría de Bienestar）とあるが、裏付けの情報、名称変更年が確認できないため、政府報告に記載のある社会開発省を用いる。

¹⁴ https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/203421/Manual_de_Organizaci_n_CONADIS.pdf（参照 2021-01-05）

障害関連担当機関

表 3 メキシコの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	全国障害者発展包摂審議会 ¹⁵ (CONADIS)	審議会の目的 1) 各種政策やプログラム等への障害者の権利包摂を促進する 2) 障害者の医療サービスへのアクセスを保障する 3) 就労に関する支援プログラム等の策定・実行プロセスへ障害者が参加する仕組みを確立するための方策を決定する 4) インクルーシブ教育及び特別支援教育、文化、スポーツ、観光分野への障害者の参加強化に向けて担当組織との連携を図る 5) 障害者のアクセシビリティ向上のための、公的・民間施設、交通機関、情報技術などの整備促進策を実施する 6) 障害者の司法アクセスと政策参加のための法令の整備・調整に向けた交渉・分析を行う 具体的な活動は、障害者関連の政策の策定・調整、障害者の権利の享受・行使の推進、アクセシビリティの推進、障害者の社会参加に関する研究や調査、障害者の尊厳を促進するための啓発プログラムやキャンペーンの推進など、多岐にわたる。
2	教育省 Secretaría de Educación Pública	障害者の教育を受ける権利と、国家教育システムにおけるインクルーシブ教育の促進を統括する。
3	労働社会省 Secretaría del Trabajo y Previsión Social	障害者の就労の権利と雇用の促進を統括する機関。障害者の労働分野への包摂を目的とする各種政策やプログラムを所管する。

出所：CONADIS ウェブサイト及び CRPD 第 2・第 3 連結定期報告（2018）を基に調査チームが作成

¹⁵ https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/203421/Manual_de_Organizaci_n_CONADIS.pdf（参照 2021-01-05）

国内調整委員会設置状況¹⁶

委員会名称	国家障害者発展包摂システム ¹⁷ (Sistema Nacional para el Desarrollo y la Inclusión de las Personas con Discapacidad)
委員会メンバー	連邦政府機関、州・地方自治体政府、障害者サービスを提供する個人・法人、保健省
役割と実施状況	障害者の発展と包摂のための政策を実行するため、各種の支援プログラムや活動、官民セクター間の連携体制などの評価を行う。

委員会名称	CONADIS 諮問会議 ¹⁸ (Asamblea Consultiva del CONADIS)
委員会メンバー	各州の障害者団体 (Disabled People's Organization。以下、「DPO」) から 1 名、専門家・学者・研究者から 5 名、全国レベルの DPO 及び支援団体から 5 名
役割と実施状況	メンバーは市民団体、個人から公募により選出される。各州の代表、市民団体、専門家、学者、研究者が各種支援プログラムや活動を分析・提案し、その意見はプログラムの遂行に反映される。

【地方政府行政】¹⁹

各州と連邦行政機関との間で結ばれた協定に基づいて、障害者の社会参加を推進するため、2016 年 11 月 18 日に障害者発展包摂委員会 (Comisión para el Desarrollo y la Inclusión de Personas con Discapacidad) が全国知事会議にて設立された。

障害関連担当機関

委員会名称	障害者発展包摂委員会 ²⁰ (Comisión para el Desarrollo y la Inclusión de Personas con Discapacidad)
委員会メンバー	全国 22 州 ²¹ の知事
役割と実施状況	障害者権利委員会がメキシコ政府の政府報告に対して 2014 年に発出した総括所見に関し、同所見で指摘された労働・雇用分野での推奨事項の履行を目的として設立された委員会。

¹⁶ 定期報告より収集・収集。

¹⁷ 同機関が CRPD のフォーカルポイントとなるのか、資料からは確認できなかった。

http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LGIPD_120718.pdf (参照 2021-01-05)

¹⁸ <https://www.gob.mx/conadis/documentos/convocatoria-asamblea-consultiva-del-conadis-2020> (参照 2021-01-05)

¹⁹ 定期報告より収集・編集。

²⁰ <https://www.conago.org.mx/comisiones/desarrollo-inclusion-personas-discapacidad> (参照 2021-01-05)、

<https://www.conago.org.mx/reuniones/2016-11-18-huatulco-oaxaca> (参照 2021-01-05)、

<https://www.gob.mx/conadis/articulos/creacion-de-la-comision-para-el-desarrollo-y-la-inclusion-de-las-personas-con-discapacidad-en-la-conago> (参照 2021-01-05)

²¹ バハ・カリフォルニア州、バハ・カリフォルニア・スル州、カンパチエ州、メキシコ・シティ州、チアパス州、ゲレロ州、イダルゴ州、メヒコ州、モレロス州、ナジャリット州、オアハカ州、プエブラ州、ケレタロ州、キンタナ・ロー州、サン・ルイス・ポトシ州、シナロア州、ソノラ州、タバスコ州、トラスカラ州、ベラクルス州、ユカタン州、サカテカ州

2-2. 障害関連法律の詳細²²

メキシコでは 2001 年に憲法が改正され、憲法第 1 条 3 項に、障害を理由とすることを含むあらゆる差別の禁止が追加された。これを受けて、すべての人の平等の権利と差別撤廃を保障するための関連法律の改正が開始された。その後、CRPD 批准後の 2011 年に行われた憲法改正では、人権に関する国際条約の内容を新たに憲法に含めた。同年には、障害者包摂一般法が制定されている。

障害者の権利等に関連する主な法律は、年代の新しいものから順に以下のとおりである。

法律名	児童・生徒の権利一般法 ²³ (Ley General de Derechos de Niñas, Niños y Adolescente)
施行年	2014 年
概要	すべての児童・生徒の人権を保障する法律。障害のある児童・生徒の権利の平等な保障のため、社会への参画・包摂、人間の多様性としての障害の受容等を目指す。医療、教育について積極的是正措置が定められている。

法律名	障害者包摂一般法 ²⁴ (Ley General para la Inclusión de las Personas con Discapacidad)
施行年	2011 年
概要	第 2 条で障害者の定義を定めている。連邦政府は、障害者の人権と基本的自由の完全な行使を推進し、保護し、保障する責務を負い、尊厳、平等、機会均等の枠組みの中で社会に包摂されるよう努めるということが示されている。また、障害者の人権を認め、その行使に必要な公共政策を確立することを義務付けている。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	公共情報の透明性とアクセスに関する法 ²⁵ (Ley Federal de Transparencia y Acceso a la Información Pública)
施行年	2016 年
概要	障害者の情報へのアクセスの権利を平等な条件の下で行使することを保障するため、合理的配慮と適切な措置を導入する義務を定めている。

²² 政府報告、定期報告より収集・編集。

²³ http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LGDNNA_171019.pdf (参照 2021-01-05)

²⁴ http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LGIPD_120718.pdf (参照 2021-01-05)

²⁵ http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LFTAIP_270117.pdf (参照 2021-01-05)

法律名	通信放送連邦法 ²⁶ (Ley Federal de Telecomunicaciones y Radiodifusión)
施行年	2014 年
概要	通信放送の規制のための法律。障害者が他の利用者と平等な条件で通信にアクセスできるようにすることを推進する。

法律名	刑事訴訟法 ²⁷ (Código Nacional de Procedimientos Penales)
施行年	2014 年
概要	刑事訴訟において、障害者に合理的配慮を行うことを定めている。障害者は訴訟において、必要な情報を得、判決の内容を十分に理解できるよう必要な手話通訳や機器、または意志疎通ができる人物の介在を申し出る権利を有する。障害者が被害者である場合、その権利を守るために、訴訟での必要な調整を行うことを義務付ける特定措置が定められている。

法律名	教育一般法 ²⁸ (Ley General de Educación)
施行年	1993 年 (2016 年改正)
概要	同法は 2000 年以降 2018 年に至るまで、複数回にわたる改正が行われており、障害児の教育に関する条項について 2013 年及び 2016 年の改正で以下が定められた。教育の平等を保障するため、教育機関は初等教育及び障害のある児童・生徒を含む特別支援教育 (Educación especial) の強化を推進すること、また、特別支援教育の目的は障害者の学習や社会参加を制限する障壁を特定し、取り除くことであると定められている。加えて、障害者包摂一般法、教育の物理的インフラ一般法で定められたとおり、教育施設の建設、改修等に際し、障害者にとってのアクセシビリティを常に考慮することが定められている。教育機関が障害者を教育から排除、隔離、否定することや、障害のある子どもを特定の医療機関に連れていくよう保護者等に圧力をかけることは違法行為であると明記されている。 2016 年改正で障害者のインクルーシブ教育モデルが追加された。

²⁶ http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LFTR_240120.pdf (参照 2021-01-05)

²⁷ http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/CNPP_220120.pdf (参照 2021-01-05)

²⁸ https://www.sep.gob.mx/work/models/sep1/Resource/558c2c24-0b12-4676-ad90-8ab78086b184/ley_general_educacion.pdf (参照 2021-01-05)

法律名	消費者保護法 ²⁹ (Ley Federal de Protección al Consumidor)
施行年	1992 年
概要	障害者が財やサービスを容易に利用するために、便宜を図り必要な設備を備えることを義務付ける。

【障害者政策】³⁰

メキシコにおける障害関連の主な政策には、国家開発計画 (Plan Nacional de Desarrollo。以下、「PND」) と、国家障害者発展包摂プログラム (Programa Nacional para el Desarrollo y la Inclusión de las Personas con Discapacidad) がある。メキシコ政府が障害者権利委員会に第 2・第 3 連結定期報告 (以下、「定期報告」) を提出した時点 (2018 年 2 月) では、最新の PND は 2013-2018 年を対象とした「PND2013-2018」³¹であったが、その後、2019-2024 年を対象とした「PND2019-2024」³²が策定されている。

政策名	国家開発計画 (PND) 2019-2024
施行年	2019 年
概要	6 年ごとに政府が策定する、国全体の開発の分野と方向性を示す政策文書。第 2 章「社会政策」の第 2 項で、障害者福祉のための年金プログラムが示されている。なお、前計画の PND2013-2018 では障害に関わる活動方針として、障害者への総合的なサービス概要の確立、障害者の就労への参画の戦略、アクセシビリティの確保が含まれていた。

政策名	国家障害者発展包摂プログラム ³³ (Programa Nacional para el Desarrollo y la Inclusión de las Personas con Discapacidad)
施行年	2014 年
概要	法令の改正、医療、教育、就労、アクセシビリティ、観光、スポーツ、政治、司法、スポーツ、文化、先住民族、国際問題などの分野における、障害者のためのプログラムの実施。

2-3. CRPD 批准による対応状況

メキシコ政府は 2007 年 12 月 17 日に CRPD 及び選択議定書を批准した。政府報告書を 2011 年 8 月 4 日に障害者権利委員会に提出し、受理されている。同委員会からは 2014 年 4

²⁹ http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/113_261219.pdf (参照 2021-01-05)

³⁰ 政府報告、定期報告より収集・編集。

³¹ http://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5299465&fecha=20%2F05%2F2013 (参照 2021-01-06)

³² https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5565599&fecha=12/07/2019 (参照 2021-01-06)

³³ <https://www.gob.mx/conadis/documentos/programa-nacional-para-el-desarrollo-y-la-inclusion-de-las-personas-con-discapacidad-2014-2018> (参照 2021-01-06)

月 11 日に質問事項が提示され、メキシコ国政府は 2014 年 7 月 17 日に回答書を提出した。

市民団体からのパラレルレポートは 2014 年に 8 団体³⁴から 9 報告が提出されている³⁵。そして 2014 年 10 月 3 日に同委員会より総括所見が発出され、その後、メキシコ政府は 2018 年 2 月 22 日に第 2・第 3 連結定期報告を同委員会に提出し、受理されている。

政府報告への総括所見（2014）では、障害者の権利の促進と保護を目的とした以下の法令や政策の採択を評価している。

- ・ 障害者包摂一般法（2011）
- ・ 差別予防解消連邦法の改正（2014）
- ・ 通信放送連邦法（2014）
- ・ 国家人権プログラム（2014-2018）
- ・ 国家障害者発展包摂プログラム（2014-2018）
- ・ 障害者労働雇用国家プログラム（2014-2018）
- ・ 差別禁止国家プログラム（2014-2018）
- ・ 女性への暴力根絶プログラム（2014-2018）
- ・ 特別移住プログラム（2014-2018）
- ・ 障害者予防リハビリテーション社会包摂プログラム（採択年不明）
- ・ 障害者が関与する場合の司法制度議定書（採択年不明）

他方、各州の法令等にいまだ障害者に対する差別的な用語が使用されていることから、CRPD に沿った法令の見直しを進めるよう指摘している。また、条約の履行、進捗状況の確認の際に障害者の意見が十分に取り入れられるよう、DPO を招集する諮問制度を確立することを推奨している。

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス³⁶

メキシコでは憲法をはじめ、障害者包摂一般法、保健一般法（Ley General de Salud）等で、健康を守る権利が保障され、さまざまな保健プログラムが展開されている。

例えば、全国保健プログラム（Programa Nacional de Salud）を通じて障害者医療とリハビ

³⁴ 社会的インパクト戦略センター（Centro Estratégico de Impacto Social, A.C.）、子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ（Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children）、メキシコ・シティ連邦区人権委員会（Comisión de Derechos Humanos del Distrito Federal）、国際障害審議会（Disability Council International）、障害者の権利インターナショナル（Disability Rights International. The Colectivo Chuhcan（非政府組織）との合同報告書）、メキシコ人権民主主義研究所（Instituto Mexicano de Derechos Humanos y Democracia）、障害者の権利のためのメキシコ同盟（Coalición México por los Derechos de las Personas con Discapacidad. 4 団体による合同報告書（脳性まひ者協会（Asociación Pro Personas con Parálisis Cerebral）、知的障害者のためのメキシコ連盟（Confederación Mexicana de Organizaciones a Favor de las Personas con Discapacidad Intelectual）、パソ・ア・パソ財団（Fundación Paso a Paso）、アクセスフリー財団（Libre Acceso A.C.））、全国人権委員会（Comisión Nacional de los Derechos Humanos）。

³⁵ このほか、団体名不明が 1 報告（2014 年提出）、2 団体（障害者の権利のためのメキシコ同盟、メキシコ人権民主主義研究所）より 3 報告（提出年月日不明）が提出されている。

³⁶ 政府報告、定期報告より収集・編集。

リテーションが強化され、障害者の総合的医療のための特定活動プログラム（Programa de Acción Específico para la Atención Integral a la Salud de las Personas con Discapacidad）は障害者が差別されることなく可能な限り高いレベルの医療を受ける権利の実現に寄与している。

また、障害者医療プログラム（Programa de Atención a Personas con Discapacidad）は、医療の格差や不平等を解消する目的で、医療・リハビリテーションの提供や、州・地方自治体や市民団体のプロジェクトへの支援を行っている。

「障害のある児童・生徒の家族のための学校」プログラムは、障害のある児童・生徒の家族向けのプログラムで、専門家による講習を通じて、障害のある児童・生徒のことをよく知り、受け入れ、彼/彼女らの成長を支え、促進させることを目的としている。2017年には857回の講習会が実施され、10,370人の保護者が参加した。

リハビリテーションに関しては、以下の取り組みが行われている。

- ・ 国立リハビリテーション局（Instituto Nacional de Rehabilitación）は障害者の医療・リハビリテーションに関わる機関との連携を行い、障害者が無償または低料金で総合的な医療とリハビリテーションを受けることができるよう取り組んでいる。また、リハビリテーションに従事する専門家向けに、障害者の権利、インフォームドコンセント、包括的用語、アクセシビリティ、メキシコ手話などについての研修プログラムを実施している。
- ・ 全国で展開されている「家族の総合的発展システム」（Sistema Nacional para el Desarrollo Integral de la Familia）と呼ばれる保健制度は、国内最大のリハビリテーション施設とサービス、経験を有しており、障害の早期発見・治療、障害児を持つ家族の支援、教育・就労に関する支援、文化・スポーツへの参加、リハビリ施設の充実など、さまざまな支援プログラムを実施している。また、補装具などの現物支給や特別手当のための経済的援助も行っている。
- ・ 就労研修リハビリテーションセンター（Centro de Capacitación y Rehabilitación para el Trabajo）では、障害者の就労に向けたリハビリテーションのプログラムを提供している。

上記のほか、保健分野の政府機関ポータルサイトの利便性の改善が進んでおり、障害者の保健サービスへのアクセスが向上している。全国社会開発政策評価審議会（Consejo Nacional de Evaluación de la Política de Desarrollo Social）の2016年の調査によれば、障害者の保健サービスへのアクセス不足率は、2012年に18.80%、2016年は12%であり、アクセスが向上したことが裏付けられている。

女性の保健に関しては、女性の性及び生殖に関する医療が保障されており、障害が理由で堕胎を強制することが禁じられ、違反する場合は、行政、民事または刑事罰が科せられる。

総括所見（2014）による医療分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 障害者に対するあらゆる医療行為に関し、インフォームドコンセントを確実に行之、適切な医療サービスを提供すること
- ・ 障害を理由とした必要な投薬治療を低価格または無償で提供することを保障すること
- ・ 女性の性及び生殖に関する医療を安心して受ける権利を保障すること
- ・ 障害が理由で堕胎を強制されることのないよう、予防、調査、罰則などの対策を講じること

② 教育³⁷

メキシコでは、憲法第3条ですべての国民の教育の権利が保障されている。また、障害者包摂一般法の第12条では、教育省が障害者の教育の権利と国家教育システムにおけるインクルーシブ教育の促進を統括することが示されている。

定期報告（2018）に記載されている統計によれば、3歳から22歳までの障害者人口は約110万人で、そのうち40万7千人が通常学校に在籍している（就学前教育1万8,000人、初等教育18万人、中等教育14万6,000人、中高等教育3万5,000人、高等教育2万8,000人）。

児童・生徒の権利一般法では、障害のある児童・生徒が教育を受ける権利を否定もしくは制限してはならないこと、教育機関は、教育から取り残されており身体的・精神的に脆弱な状況下にある児童・生徒へ積極的な是正措置を講じることを定めている。そして、インクルーシブ教育に焦点を当てた取り組みを教育政策に導入し、障害のある児童・生徒に初等教育から高等教育までの教育を受ける権利を保障している。

2013年の教育改革では、障害のある児童・生徒の教育の機会平等の保障と不就学等を解消するための新しい教育モデルが検討され、インクルーシブ教育への移行が開始された。これにより、障害のある児童・生徒の学習、特性、関心へ個別に対応するため、教育施設の改修や適切な教材の配布、教員や保護者への研修など、必要な対策が講じられている。

2014年には初等教育から高等教育にいたるまでの、障害のある児童・生徒を特定する仕組みが構築された。通常学校と特別支援学校では、障害のある児童・生徒の人数と障害種別に関して学年・性別ごとに情報を収集している。この情報に、障害の分類や類型、CRPDや教育一般法の用語の定義などが添付され、加えて、教員が障害のある児童・生徒の識別を容易にする技術用語集も含まれている。

また、2016年の教育一般法の改正では、アクセシブルな形式での教科書や教材の出版、障害者の教育を受ける権利を行使するための条件整備、教員等への研修プログラムの実施、障害者の学習・行動・コミュニケーションにおける支援、合理的配慮を行う義務、必要な措置を講じない教育機関への対処方針などが定められた。そして、学校関係者（管理職、教員、児童・生徒、保護者）への意識啓発などの研修や、教育的・技術的支援、メキシコ手話と点字などを取り入れた、障害者のインクルーシブ教育モデルが決定された。

2017年には、教育機関における社会統合の促進や教育の質の向上、そしてジェンダー平等に資することを目的に、「障害のある児童・生徒の平等と包摂に向けた戦略」が導入された。これを受けて、2017-2018年にかけて初等教育機関200校と中高等教育機関50校で、中長期的な包摂戦略が試験的に行われた。同戦略は、政府機関、特別支援教育の責任機関、教育改革責任機関を対象とした研修で構成されており、インクルーシブ教育ガイドラインの策定や、学校別の就職ルートの構築、進捗の評価を行った。研修には、特別支援教育の支援員（心理士、ソーシャルワーカー、コミュニケーションや言語に関するインストラクター

³⁷ 定期報告より収集・編集

など)、教育カウンセラー、特別支援教育/通常教育のコーディネーター、保護者、児童・生徒などが参加した。

このほか、障害者のある児童・生徒の包摂に関するプログラムとして「教育的包摂と平等プログラム」が実施されている。障害のある児童・生徒への適切な教育的対応や、学習と参加を阻む障壁を取り除くことができるような教員を養成し、また、技術的支援、特別な機器や教材の活用によって障害者の教育の権利を促進することを目指している。

「教育インフラ認証学校プログラム」³⁸ (Programa Escuelas al Certificados de Infraestructura Educativa Nacional) では、教育施設におけるトイレ、スロープ、手すりなどのインフラ建設プロセスにユニバーサル・デザイン基準が取り入れられており、教育現場での物理的アクセシビリティが保障されている。

特別支援教育に携わる教員の養成に関しては、特別支援教育に関する専門課程が設置されている。障害のある児童・生徒の特別なニーズへ教育的対応をする際に必要な知識、スキル、能力、態度、価値観を、4つの障害種別（聴覚と言語、知的、身体、視覚）について獲得することを目的として、すでに現職教員に提供している。また、多様性への対応、包摂に向けた教育的対応、社会教育的介入プロジェクトなど複数のコースがある。

通常教育における障害のある児童・生徒の学習支援については、「協力と対話に基づいた学習」と呼ばれる教育モデルが用いられており、これに沿って児童・生徒一人ひとりの学習形式や速度を見極めることとしている。一方、すぐに通常学校に入学できない児童・生徒は、複合対応センターや通常教育支援サービスユニットと呼ばれる施設で入学前の基礎教育を受けることができる。中高等教育に関しては、障害のある生徒対応センターと職業訓練プログラムを実施する POETA³⁹教室において学習支援を受けることができる。

先住民族の障害者のインクルーシブ教育については、視覚、聴覚、身体、知的の障害者の初等レベルからの教育戦略が導入されている。

総括所見による教育分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ すべての教育レベルのインクルーシブ教育システムを法令や政策に盛り込み、予算や教員養成などの調整を行うこと
- ・ 知的、精神、視覚、聴覚の障害者、先住民族の障害者など、すべての障害者の就学を保障すること
- ・ すべての教育施設における物理的アクセシビリティ、点字や手話を含む教材のアクセシビリティに関する措置を講じること

③ ジェンダーと障害⁴⁰

障害のある女性への複合的な差別に対して、メキシコ政府は以下の取り組みを行っている。障害者包摂一般法では、女性、重度障害者、農村地域の居住者など、より重大な差別に

³⁸ https://www.asf.gob.mx/Trans/Informes/IR2016ii/Documentos/Informes_Especiales/Informes_Especiales_05.pdf,
<https://www.inifed.gob.mx/escuelasalcien/escuelas-al-cien/> (参照 2021-01-09)

³⁹ POETA 教室とは、米州における技術を通じた就労機会プログラム教室 (Aulas Programa de Oportunidades para el Empleo a través de la Tecnología en las Américas) の略称である。

⁴⁰ 定期報告より収集・編集

苦しむ障害者に積極的是正措置を取ることは、行政の優先課題であるとしている。また、2015年に改正された男女平等一般法（Ley General para la Igualdad entre Mujeres y Hombres）では、男女の機会の平等を規制、保障し、女性のエンパワメントと性別によるあらゆる差別の解消のための活動を推進するという方針を掲げている。

また、国立女性協会（Instituto Nacional de las Mujeres）は、暴力を受けている障害のある女性に対して、公的、民間、市民団体などの支援機関を紹介しており、被害者はそこで、法的・心理的・医療的措置を受けることができる。この仕組みにより 2016 年に 33 人の身体的、精神的、視覚、聴覚障害の女性が支援を受けた。

女性のための司法センター（Centro de Justicia para las Mujeres）では、暴力の被害に遭う女性のために、法的・心理的・医療的支援を行い、一時避難場所や子どもの遊び場、社会的・経済的エンパワメントのためのワークショップなどを提供している。障害のある女性の場合は、本人の理解が進みやすい形式で情報が提供され、在宅で支援を受けることもできる。2011 年から 2017 年の間に 45 万 7,814 人以上の女性が同センターによる支援を受けた。このうち、2016 年は 218 人、2017 年は 185 人が障害のある女性であった。また、26 州にある 38 の同センターでは、障害者に配慮したインフラが整備されており、障害のある女性とその子どもに対応できる職員が常駐している。

総括所見によるジェンダー分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 障害のある女性と女兒のための法令やプログラムの策定と実施に、障害当事者の参加を保障すること
- ・ 差別の状況を評価するための指標を用い、体系的にデータ収集、統計を行うこと

④ 訓練・雇用、就労支援⁴¹

ENADID の 2014 年の統計によると、15 歳以上の障害者全体の 39.1%が就労しており、そのうち 15 歳から 29 歳の就労率は 42.3%、30 歳から 59 歳は 58.9%である。また、全国社会開発政策評価審議会の 2016 年の評価によると、障害者の就労率は 2014 年には 32.5%であり、2016 年には 39.04%へと増加した。これは、国家障害者発展包摂プログラムで設定された 2018 年目標の 38.45%を上回る数字であった。

障害者包摂一般法の第 11 条では、労働社会省は障害者の就労の権利と雇用を促進し、障害者の個人・社会・労働の発展を確かなものとするのが定められている。労働社会省は、障害者包摂一般法と国家障害者発展包摂プログラムに基づいて障害者就労雇用国家プログラム⁴²（Programa Nacional de Trabajo y Empleo para Personas con Discapacidad）を策定した。このプログラムでは、さまざまな公的・民間機関や市民団体、政府の他のプログラムと連携して、障害者の雇用条件、昇進、安定性を保障することを目指している。

障害者の雇用を促進するための企業への優遇措置に関しては、障害者雇用に伴う設備投

⁴¹ 政府報告、定期報告より収集・編集。

⁴² <https://www.gob.mx/conadis/documentos/programa-nacional-de-trabajo-y-empleo-para-personas-con-discapacidad-2014-2018>（参照 2021-01-09）

資の費用、給与、DPO 等への寄付、医療費などに関する所得税の免除などの税制優遇措置が取られている。

2015 年には国家女性研究所により「労働者の総合的発展のための雇用機会均等と差別解消に関する規則」⁴³が策定された。これは、経営や人事において雇用の機会均等と差別解消のための取り組みを実践している事業所及び、全従業員数の少なくとも 5%の障害者を雇用する事業所に認証を与えるためのものであり、2017 年 8 月までに 211 の事業所が認証を受けた。この規則は、従業員に対する、あるいは従業員同士の障害や性別による不当な扱い、暴力、差別を明確に禁じており、差別予防解消連邦法に準じた雇用の平等と差別解消のための対策を講じることを事業所に義務付けている。事業所は定められた基準や手続きに従って、障害者にとって適切な条件で雇用を進めることになっている。

障害者の求職活動に関する支援としては、全国雇用サービス (Servicio Nacional de Empleo) が障害者の求人案内、職業訓練、求職活動に個別対応を行っている。必要な場合は障害者や高齢者の能力、資格などの評価を行い、一人ひとりの知識や能力、関心に合った、長く続けられるより良い仕事に就けるよう支援している。この能力・資格評価は、雇用主にとっても、求職者の適性を判断するために有効活用されている。同サービスは企業に対して、障害者や高齢者を雇用する際の助言も行っている。加えて、障害者と高齢者を対象とした就職フェアを開催している。2017 年の 1 月から 6 月までに 4 回開催され、55 社が参加した。また、828 件の求人に対して 1,201 人の求職者があり、そのうち 222 人が職を得ることができた。

このほか、求人案内ネットワーク (Red Nacional de Vinculación Laboral) では、2016 年 9 月から 2017 年 6 月の間に 1,960 人 (女性 764 人、男性 1,150 人) の障害者への相談対応を実施した。

障害者の人材育成支援としては、労働社会省が、障害者の能力向上やインクルーシブな職場づくりの一環として研修事業の推進を行っており、2009 年から 2010 年の間に対面と遠隔での研修に計 454 人の障害者が参加した。また、教育省は非営利団体 The Trust for the Americas⁴⁴と連携して、障害者への職業訓練を実施している。障害者の特性に応じた適切な機器を導入し、事務作業の自動化 (オフィスオートメーション) に対応できるようコンピュータ操作などのコースを展開している。

総括所見による労働・雇用分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 特に知的・精神障害者の民間での雇用を促進するプログラムを強化すること
- ・ 強制労働、搾取、職場でのハラスメントを防止する制度的枠組みを確立すること
- ・ 障害のある女性や先住民族の雇用を促進すること
- ・ 公的セクターでの障害者雇用率の遵守を監視する制度を確立し、同様の積極的是正措置を民間セクターにも導入すること
- ・ 公的及び民間の両セクターの障害者雇用に合理的配慮がなされるよう基準を設け、そのための適切な予算を付けること

⁴³ <https://www.gob.mx/inmujeres/documentos/norma-mexicananmx-r025-scfi-2015-en-igualdad-laboral-y-no-discriminacion> (参照 2021-01-09)

⁴⁴ 米州機構に加盟する非営利団体。 <https://www.trustfortheamericas.org/> (参照 2021-01-09)

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス⁴⁵

メキシコでは、多次元的な貧困度を測るため、厳密で網羅的な測定方法を採用している。この測定方法では、所得のほか、食糧、医療アクセス、教育、社会保障、生活の質、居住空間・基礎サービスの7要素について評価を行っている。全国社会開発政策評価審議会の貧困に関する報告によれば、障害者の貧困率は2014年から2016年の間に54.1%から49.4%へと改善した。

福祉省（Secretaría de Bienestar）は0歳から29歳までの障害者と、0歳から64歳までの先住民族地域に居住する障害者、30歳から67歳までの極度の貧困下かつ犯罪率の高い地域に住む障害者を対象とする障害者福祉年金制度⁴⁶を実施している。2カ月ごとに2,550メキシコペソ⁴⁷が支給される。なお、国立統計地理機構の調査⁴⁸によると、2018年の世帯平均所得額は、3カ月で49,610メキシコペソ⁴⁹である。

障害者がアクセシブルな住宅を取得できるようにするため、労働者のための住宅基金機構（Instituto del Fondo Nacional de la Vivienda para los Trabajadores）が、障害者への優先的なプログラムを有している。このプログラムを通じて、住宅ローン融資へのアクセス、障害者のニーズに合致するアクセシブルで適切な住宅の取得、基金からの信用が適用される住宅ユニットでのアクセシビリティなどを推進している。

また、障害者への住宅補助については、住宅ローン、バリアフリー住宅の購入、低所得者への住宅支援など各種団体のプログラムが展開されており、2016年は6,437件に補助金が支給された。

このほか、全国高齢者協会（Instituto Nacional para las Personas Adultas Mayores）には、障害者を含む高齢者を対象とした割引制度があり、協会と協定を結ぶ15,000か所の施設で割引を受けることができる⁵⁰。2020年時点で、食品・行政・法務・会計の相談や手続き、教育・余暇・文化・スポーツ、土地財産・水、医療、交通、衣類・住居の7分野の関連店舗やサービス提供事業者へ支払う費用が割引対象となっており、5～100%の割引率が適用されている⁵¹。

総括所見では、障害のある先住民が置かれている、排除、貧困、安全な水と衛生設備へのアクセスの欠如、住居その他の状況に対して強い懸念が示されたうえで、以下の点を社会サービス分野の推奨事項として挙げている。

- ・ 2015年以降の開発政策に先住民の障害者を含めるための努力を強化し、彼/彼女らの意見を踏まえてニーズと視点を開発政策に確実に含めること
- ・ 国家障害者発展包摂プログラムの対象となっている先住民族のための行動指針を、定期的にフォローアップする体制を構築すること

⁴⁵ 政府報告、定期報告より収集・編集。

⁴⁶ <https://www.gob.mx/pensionpersonascondiscapacidad>（参照 2021-01-09）

⁴⁷ 約1万3,318円（1メキシコペソ=5.222620円。2021年1月JICA統制レート）

⁴⁸ https://www.inegi.org.mx/temas/ingresoshog/#Informacion_general（参照 2021-01-09）

⁴⁹ 約25万9,094円

⁵⁰ 政府報告提出の2011年時点

⁵¹ <https://www.gob.mx/inapam/acciones-y-programas/beneficios-test>（参照 2021-01-22）

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー⁵²

メキシコにはバリアフリーに関連する、さまざまな法律や政策がある。法律に関してはまず、障害者包摂一般法の第 17 条で次のように定められている。基礎的なインフラ、都市部における設備や環境、公共の場でのアクセシビリティを保障するためには、すべての人にとって使いやすく、普遍的で義務的であることを目指すべきであり、標識、建築設備、技術、情報、点字、手話、盲導犬、その他の補助動物など、さまざまな手段を取り入れ、必要な改修を継続しなければならないとしている。また、アクセシビリティの確保を促進するためには、企業や個人が施設の改修などに着手しやすくするよう、適用可能な法律に従って税制優遇措置を講じることも必要であるとしている。

次に、観光一般法（Ley General de Turismo）の第 4 章「アクセシブルな観光」の第 18 条と第 19 条では、障害者が必要なアクセシビリティを備えることを旅行事業者に義務付けている。

また、定住土地整備都市開発一般法（Ley General de Asentamientos Humanos, Ordenamiento Territorial y Desarrollo Urbano）では、主軸の一つに「まちの権利」を掲げ、人々が土地、家、サービス、設備、インフラ、経済活動を自由に選択できるよう、弱い立場にある人を差別や排除することなく、社会包摂を推進することとしている。

政策に関しては、国家障害者発展包摂プログラムの 5 つ目の目的に「公共の場、個人の場、交通、情報技術等への障害者のアクセシビリティを増大する」ことを掲げている。また、農業国土都市開発省（Secretaría de Desarrollo Agrario, Territorial y Urbano）のインフラプログラムが住宅や建物のアクセシビリティの適用に直接的に関与しており、住宅のアクセシビリティの保障のための施策や支援を定めている。それによれば、土地開発業者の 60% がアクセシブルな住宅の導入を検討しており、住宅機構（Organismos Nacionales de Vivienda）は 2017 年に新築のアクセシブルな住宅に 215 万 4,570 メキシコペソ⁵³の補助金を支給した。

アクセシビリティを推進するその他の取り組みとしては、公共交通機関のアクセシビリティ向上のための「障害者のための公共交通機関アクセシビリティ基金」（Fondo para la Accesibilidad en el Transporte Público para las Personas con Discapacidad）がある。この基金は、PND の目標「包摂的なメキシコ」を実現するために 2014 年に設立された基金である。同基金によって、2014 年から 2017 年までに 21 億 4,700 万メキシコペソ⁵⁴、2018 年には 5 億メキシコペソ⁵⁵が投じられた。

医療施設のアクセシビリティについてはメキシコ公式規格 NOM-030-SSA3-2013 が定められており、国家障害者発展包摂プログラムと医療機関が協力し、医療施設におけるアクセシビリティ確保に向けた改修を進めている。スロープ、手すり、トイレ、待合室、通路、視覚

⁵² 定期報告より収集・編集

⁵³ 約 1,125 万 2,500 円

⁵⁴ 約 112 億 1,296 万 5,140 円

⁵⁵ 約 26 億 1,131 万円

障害者用案内板、身体障害者や低身長の人に合わせたカウンター、駐車場などが整備され、これまでに 684 の医療施設の改修が行われた。

教育施設においては、6 年計画で 11,085 の教育施設をアクセシブルなものとするための改修を行うことを目標とし、2014 年 1 月から 2017 年 8 月までに 8,506 の学校の改修が行われた結果、改修目標数の 76.73%が達成されている。

職場環境のアクセシビリティについてはメキシコ公式規格 NOM-034-STPS-2016 で条件が定められており、全国の障害者を雇用する事業所に適用される。事業所は、労働管轄機関が行うアクセシビリティの適用状況の査察を受けることになっている。

通信・情報技術のアクセシビリティに関しては、通信放送連邦法による各種の取り組みが実施されている。例えば、企業に義務付けていることとして、障害者が利用しやすい通信サービスや情報通信技術の推進、アクセシブルな形式の文書の作成（契約書や請求書など）、インターネットサイトの工夫、機器の販売、顧客対応などがある。また、政府機関のウェブサイトやデジタルコンテンツは障害者にとって利便性の高い形式で作成が進められている。「みんなのための IMSS デジタル」（IMSS Digital para todos）は、デジタル政府の取り組み事例の一つで、社会保険に関するウェブプラットフォームである。このプラットフォームでは、身体、視覚、聴覚障害者にも使いやすい音声、色、ボタンが使用され、18 種の手続きを行うことができる。

総括所見によるアクセシビリティ分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ アクセシビリティに関する法整備を早急に行うこと。また、法律不履行の監視、苦情の受付、罰則のメカニズムを確立すること
- ・ 新築の建物だけでなく既存の建物もアクセシビリティの計画に含めること
- ・ あらゆる場面に適用できるアクセシビリティの国家計画を策定すること
- ・ 民間のアクセシビリティの遵守状況を監視すること

・ 防災⁵⁶

メキシコでは、災害や人道上の緊急事態に対応するためのさまざまな制度やプログラム、規制枠組みが策定されている。それらに障害の視点を取り入れ、内容の更新や必要な手順の構築が進められている。具体的な取り組みは以下のとおりである。

国民保護一般法（Ley General de Protección Civil）では、障害者を含む、脆弱または経済的貧困状態にある人々に優先的措置を与えている。

また、連邦行政府が策定した「メキシコ国家対応計画」（Plan Nacional de Respuesta MX）、には、災害などの緊急時における各機関の連携戦略が記されている。この計画に基づき、「国家国民保護プログラム」が策定されており、危険な状況及び人道上の緊急事態が発生した際に、障害者への必要な対応が取られることになっている。この対応は、国の各行政機関の計画にも組み込まれている。

⁵⁶ 政府報告、定期報告より収集・編集。

メキシコ公式規格 NOM-008-SEGOB-215 では、自然・人的災害によって引き起こされた緊急事態時の障害者対応について、国の組織、公的・民間・社会・学術セクターに対する国民保護の基本的な条件が定められている。

このほか、緊急事態対応に関する以下の情報発信がなされている。

- ・ 政府職員に対する障害者の権利に関するワークショップ
- ・ 先住民族の言語に翻訳された、防災対策や自然災害のメカニズムを説明するビデオや印刷物
- ・ 聴覚障害者のための防災情報ビデオ
- ・ 障害者のための防災・避難ガイド
- ・ 災害や緊急時の障害者対応の優先事項を記した国民保護の手順書
- ・ 災害や緊急時に対応にあたる障害のある政府職員のためのプログラム

総括所見による防災分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 災害を含む緊急時における、障害者への分野横断的な対応方法を含む国家計画を策定すること
- ・ 武力紛争、人道上の緊急事態、自然災害などの危険な状況における障害者の保護と安全確保の方法について、市民保護に関わるすべての職員に研修を行うこと

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

日本政府 ⁵⁷	【草の根技術協力事業】 ・ メキシコの医療体制に最適な脳卒中予防戦略の研修（2006-2009） 【ボランティア事業】 ・ シニアボランティア（職種：障害児・者支援。1名。派遣期間：2018-2019。配属先：脳性まひ者協会）
他ドナー ⁵⁸	【国際機関】 ・ 国連開発計画 障害児インクルーシブ保育モデル（2017-2018）

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発（CBR/CBID）の状況

政府報告によれば、障害者が地域で権利を行使することを保障するインクルーシブ社会モデルを築くための、第2回「地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」）大陸間会議」が、2010年オアハカ州にて開催された。この会議では、「国際的な発展戦略枠組みにおける地域に根ざしたリハビリテーション」というテーマについて議論が行われた。

州・市レベルのCBR推進については、全国的保健制度である「家族の総合的発展システム」の州・市レベル組織が、汎アメリカ保健機関（Organización Panamericana de la Salud）及び世界保健機関（World Health Organization）のメキシコ事務所へ、CBRモデルの詳細内容策定や計画に関する講習や研修を要請し、各州・市において実施している。参加者は、州や市

⁵⁷ JICA 障害と開発パンフレット、JICA メキシコ事務所からの調査票回答を基に記載。

⁵⁸ 定期報告、国連ウェブページ <https://www.onu.org.mx/arranca-la-implementacion-del-modelo-piloto-de-cuidado-inclusivo-en-estancias-infantiles/>（参照 2021-01-13）を基に記載。

の職員、DPO、障害児をもつ家族の団体などである⁵⁹。

全国的な CBR 戦略の実施状況については、本調査では情報が入手できなかった。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

メキシコ政府は 2015 年 7 月 29 日にマラケシュ条約を批准した。定期報告によれば、同年、連邦著作権法に第 148 条を付加し⁶⁰、既に出版された文学・芸術作品について、障害者のための非営利の目的での出版の場合のみ、著作権者の了承または著作権者への謝礼なしに利用することができるとしている。2020 年 7 月には主にデジタル環境における著作権についての改正があったが⁶¹、第 114 条に、障害者のための非営利目的の使用は第 148 条に従い法律違反とはならない旨が定められている。

教育省管轄の全国無料教科書委員会⁶²（Comisión Nacional de Libros de Texto Gratuitos）は、2015 年に点字本を 28,734 冊、拡大文字の本を 126,123 冊配布した。2016 年度は 22 州の 9,952 人に点字本 18,898 冊、拡大文字の本 90,623 冊配布し、2017 年度は 32 州の 12,078 人に配布した。2017 年度は初等教育 1 年生から 6 年生の教科で 41 種類の点字本、42 種類の拡大文字の本、44 種類のカラーインクの本、中等教育 1 年生から 3 年生では 67 種類の点字本、118 種類の拡大文字の本が合計 19,979 冊作成・配布された。教室の図書館には 20 種類（初等教育 13 種類、中等教育 7 種類）の点字本と拡大文字の本が作成され、5,011 冊が 1,559 人に配布された。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

メキシコの保健省の発表によると、2021 年 1 月 15 日時点での新型コロナウイルス感染者総数は 160 万 9,735 人、死亡者数は 13 万 9,022 人である⁶³。2021 年 1 月 20 日時点で、教育機関の全国的かつ全面的な閉鎖と、地域によっては、一部の例外を除く在宅要請が継続している。出入国は全国的に審査が強化され、メキシコと米国間の陸路国境における特に不要不急の移動が制限されている⁶⁴。

メキシコ政府は 2021 年 1 月 18 日付けで州別及び州境の措置を発表し、感染リスクが少ないと判断される自治体については、例外的にあらゆる活動の再開が可能とされている⁶⁵。

⁵⁹ https://www.paho.org/mex/index.php?option=com_content&view=article&id=884:opsoms-colabora-en-el-desarrollo-de-un-modelo-de-rehabilitacion-basada-en-la-comunidad-rbc&Itemid=499（参照 2021-01-23）、https://www.paho.org/mex/index.php?option=com_content&view=article&id=828:modelo-de-rehabilitacion-basada-en-la-comunidad-en-chiapas&Itemid=499（参照 2021-01-23）

⁶⁰ https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=http%3A%2F%2Fwww.diputados.gob.mx%2FLeyesBiblio%2Fref%2FIfda%2FLFDA_ref06_17mar15.doc（参照 2021-01-13）

⁶¹ http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/ref/lfda/LFDA_ref13_01jul20.pdf（参照 2021-01-13）

⁶² <https://www.gob.mx/conaliteg/articulos/libros-de-texto-gratuitos-en-sistema-braille-y-macrotipo?idiom=es>（参照 2021-01-13）

⁶³ 外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=105608>（参照 2021-01-20）

⁶⁴ 在メキシコ日本国大使館ホームページ https://www.mx.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00383.html（参照 2021-01-20）、ロイター COVID-19 Global tracker <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/countries-and-territories/mexico/>（参照 2021-01-20）

⁶⁵ <https://www.mx.emb-japan.go.jp/files/100139171.pdf>（参照 2021-01-20）

首都メキシコ・シティでは、以下のような対策・措置を実施している。

- ・ 公共空間における衛生防疫措置の継続（時差通勤、労働時間・商業施設の営業時間の調整、各種防疫措置（顧客の体温の計測、抗菌ジェルの提供、密集の回避、人と人との間の距離の維持）
- ・ 上記の措置を守らない小売業者に対する 15 日以下の営業停止措置等の適用
- ・ マスクの着用、咳エチケット、唾を吐かない等防疫行動の義務化
- ・ 公共交通機関で人と人との間隔の維持や会話の自粛を促す掲示の要請
- ・ 5 原則（外出自粛、外出時のマスク着用と人との距離の維持、パーティーや家族同士の集会自粛、生活必需品の買出し時の人数制限（一世帯につき一人）、症状がある場合の 15 日間隔離）を守るよう市民に要請

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

メキシコ政府が実施した障害者への合理的配慮については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

障害者の保健サービスに関するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

州によって対策や措置には差があるものの、おおむねいずれの州でも 2021 年 1 月の時点で、公立・私立を問わず教育機関における通常授業再開の延期が決定しており、遠隔授業が継続されている⁶⁶。障害者の教育に関するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

移動が制限されているが、障害者の移動に与える影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

地域によるが、2021 年 1 月 18 日時点でエッセンシャルワーカー以外は全面的に制限されている⁶⁷。障害者の就労に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

保健省は、新型コロナウイルスに関する、障害者を対象とした特設ウェブサイト⁶⁸を開設し、具体的な症状、症状がある場合の対応方法、感染防止策などに関する情報を提供している。これら全般的な情報に加え、障害種別の感染リスクや感染防止策、生活の仕方などを詳しく解説したガイドを作成し、同ウェブサイトで公開している。また、「テレ・リハビリテーション」のページを設け、自宅でできるリハビリテーション方法や、コロナ禍による障害

⁶⁶ <https://www.mx.emb-japan.go.jp/files/100139171.pdf>（参照 2021-01-20）

⁶⁷ ロイター-COVID-19 Global tracker ウェブページ <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/countries-and-territories/mexico/>（参照 2021-01-20）通勤を伴う労働であるかは確認できない。

⁶⁸ <https://coronavirus.gob.mx/informacion-accesible/#>

児への心理的影響への対応の仕方などを、映像を用いて紹介している。

障害者の情報保障に対するコロナ禍の具体的な影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
メキシコ障害者の権利のための同盟 Coalición México por los Derechos de las Personas con Discapacidad ⁶⁹	知的・視覚・精神障害、自閉症、その他障害全般の5つのDPOにより構成される連盟。CRPDの普及に努める。政府の条約履行に関する意見書や、障害者の実情に関する調査とその報告書の作成等を行う。
メキシコ視覚障害者協会 Asociación Mexicana para la Atención de Personas con Discapacidad Visual ⁷⁰ (AMADIVI)	1997年設立。全盲・弱視の視覚障害者のための教材・技術書を作成し配布する。また、視覚障害者の雇用、生活向上、政治への影響の拡大を目指す。国内外の視覚障害者団体とのネットワークを構築し活動している。
財団法人フリーアクセス Libre Acceso A. C. ⁷¹	1989年設立。障害者の移動を妨げる物理的障害をなくすこと（バリアフリー化）を目指して設立された。社会、文化の障壁を取り除くための活動や、市民への啓発活動や他団体への助言・協力も行う。
財団法人インクルソール IncluSor ⁷²	2013年設立。首都メキシコ・シティで活動する聴覚障害者団体。聴覚障害者の非聴覚障害者の社会への包摂を目指す。教育や職業訓練などの聴覚障害者向けの活動だけでなく、非聴覚障害者向けの手話講座や聴覚障害者による文化や芸術作品の紹介など、共生を目指した活動を展開する。

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
メキシコ知的障害者のための組織連盟 Confederación Mexicana de Organizaciones en favor de la Personas con Discapacidad Intelectual ⁷³	114の知的障害者団体からなる連盟。知的障害者の権利擁護を目指し、市民への啓発活動や政治活動を行う。連盟の研修センターでは生後45日から6歳までの子どもの早期治療や、15歳から35歳までの人の職業訓練を行う。

⁶⁹ <http://coalicionmexico.org.mx/>（参照 2021-01-15）

⁷⁰ http://www.amadivi.com.mx/quienes_somos.php（参照 2021-01-15）

⁷¹ <https://www.libreacceso.org/>（参照 2021-01-15）

⁷² <https://www.inclusor.org.mx/>（参照 2021-01-15）

⁷³ <http://confe.org/>（参照 2021-01-15）

カディマ財団 KADIMA A.C. ⁷⁴	2011 年設立。家族、教育、労働、地域、社会の 5 つの側面から障害者の積極的参加・包摂のための活動を展開する。公的信用団体・財務省から認可を得た寄附金控除の適用対象となる寄付が主な活動資源である。
脳性まひ協会 Asociación Pro Personas con Parálisis Cerebral ⁷⁵	1970 年設立。脳性まひ患者のための団体。保健・リハビリテーションサービス、公的教育、オルタナティブ教育の 3 分野で 80 種以上のサービスを提供する。障害者への直接的なサービスだけでなく、その家族へのカウンセリングなど、間接的な支援も提供する。

⁷⁴ <http://kadima.org.mx/>（参照 2021-01-15）

⁷⁵ <https://apac.mx/>（参照 2021-01-15）

4. 参考資料

- Auditoría Superior de la Federación (2018) *Informe “Programa Escuelas al CIEN”*
- CONADIS (2017) *Manual de Organización General del Consejo Nacional para el Desarrollo y la Inclusión de las Personas con Discapacidad*
- Estados Unidos Mexicanos, Presidencia de la República (2019) *Plan Nacional de Desarrollo 2019-2024*
- Government of Mexico (2011) CRPD *Informes iniciales presentados por los Estados partes de conformidad con el artículo 35 de la Convención*
- Instituto Nacional de Estadística y Geografía (2014) *Encuesta Nacional de la Dinámica Demográfica 2014*
- Secretaría de Desarrollo Social (2014) *Programa Nacional para el Desarrollo y la Inclusión de las Personas con Discapacidad 2014-2018*
- United Nations (2014) CRPD *Observaciones finales sobre el informe inicial de México*
- United Nations (2018) CRPD *Informes periódicos segundo y tercero combinados que México debía presentar en 2018 en virtud del artículo 35 de la Convención*

在メキシコ合衆国日本国大使館 (2021) 『州別（及び州境）の措置 1/18』

<ウェブ情報>

- JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』
https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf
(参照 2021-01-15)